

# 玖珠町社会教育関係団体 登録の手引き

## 1. 社会教育関係団体とは

玖珠町内には、さまざまな学習会やスポーツチーム・クラブ、ボランティアサークルなどがあり、自主的な団体として活動しています。学習・文化・スポーツなどの活動を通して、自己実現を図り、豊かな人間関係・地域関係をうみだす社会教育・生涯学習の活動は、潤いと輝きのある地域文化・スポーツのまちづくりにつながる町民活動といえます。このような、社会教育に関する事業（社会教育活動）を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行う広く開かれた団体を「社会教育関係団体」といいます。団体には会、サークル、グループ、クラブ、塾、教室などの呼び名も含まれます。

その中で『2. 届出の要件』を満たし、『3. 届出・登録方法』により承認された団体を「玖珠町社会教育関係団体」として登録します。

※玖珠町社会教育関係団体が、社会教育活動を行う場合は、次のような便宜を受けることができます。

- (1) 教育委員会が管理する施設の利用申請が優先的にできる。ただし、施設によっては優先利用できない場合もある。
- (2) 教育委員会が管理する施設の使用料が減額または免除される。ただし、施設によっては減額または免除されない場合もある。
- (3) 社会教育に関する情報の提供を受けることができる。
- (4) その他、活動に関する相談及び助言等の援助を受けることができる。

※以下のような団体は玖珠町社会教育関係団体として登録できません。

会員によって民主的に運営されていても、塾や町の各種教室のように講師（先生）が中心になって月謝をとり活動を進めている団体は登録できません。また、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体、広く町民を対象としない事業所の団体（例：〇〇会社バレー部など）も登録できません。

これらを含め、次の『2. 届出の要件』を満たす団体が玖珠町社会教育関係団体の届出ができます。

## 2. 届出の要件（「玖珠町社会教育関係団体登録要綱」第3条）

### ＜一般的な要件＞

- (1) 国又は地方公共団体の支配に属さず、会員が自主的、主体的に運営している団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、事業の成果

が十分に期待できる団体であること。

(3) 次の行為を行わない団体であること。

ア 営利を目的とした行為又はそれに類する行為

イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為

ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反する行為

エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団等を支持し、又はこれに反する行為

オ その他、公序良俗に反する行為

#### ＜具体的な要件＞

(1) 団体としての規約(会則)を有していること。

(2) 団体意思を表明する代表者を有し、組織が確立していること。

(3) 団体活動のための自己財源ならびに団体独自の経理機能を有すること。

(4) 会員相互の親睦のみを目的とする団体でなく、広く町民を対象として社会教育活動を行う団体であること。

(5) 団体の構成員が5名以上で、かつ半数以上が町内に在住又は在勤、在学していること。

(6) 構成員が、原則として学生のみ又は一企業等の関係者のみでないこと。

(7) 未成年者によって組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいること。

(8) その他特に玖珠町教育委員会が必要と認めたもの。

### 3. 届出・登録方法

#### ● 必要な書類

①. 玖珠町社会教育関係団体登録申請書（第1号様式）

②. 団体の規約又は会則

③. 会員名簿

④. 活動計画書又は活動報告書

⑤. 収支予算書又は収支報告書

※注：「①」以外は決められた書式はありません。団体が、各会員に報告している書類の提出でよいです。

#### ● 申請・登録の受付場所

1. くすまちメルサンホール（社会教育課社会教育班・中央公民館）

2. 玖珠町 B&G 海洋センター

#### ● 登録証の交付

申請に基づいて承認した団体には、「玖珠町社会教育関係団体登録証」を交付します。

Q 1. 私たちのサークルは毎月の練習や学習会だけなので、届出に必要な「④. 活動報告書（事業報告書）」が書けません。書き方を教えてください。

A. 普段の活動内容をまとめたものを「活動報告書（事業報告書）」として提出してください。

特別な大会や行事への参加実績だけでなく、定例的な練習や学習などが年間事業となります。また、サークル運営のために開催した総会や役員会などの話し合いも、「活動報告書（事業報告書）」に含め記入してください。

(例) ○○卓球サークル 活動報告書（1年分）

活動日	名 称	活動場所	参加人数	内 容
4 月 2 日	役員会	○○集会所	5 人	総会の打合せ
4 月 15 日	総会	○○センター 会議室	25 人	前年度の活動・会計報告と反省、新年度の活動計画、予算の話し合い
5 月 7 日	定期練習	○○センター	20 人	基礎練習
5 月 21 日	公民館 卓球大会	○○公民館	15 人	公民館の卓球大会で、事前練習のコーチ及び審判を行う。
6 月 3 日	定期練習	○○センター	23 人	サーブ・レシーブの練習を中心に
6 月 17 日	定期練習	○○センター	19 人	ラリーとスマッシュの練習を中心に
7 月 15 日	定期練習	○○センター	22 人	試合形式で練習
8 月 10 日	役員会	会長宅	5 人	合宿の打合せ
8 月 22～ 24 日	合宿	○○県○○セ ンター	23 人	大会にむけての練習
9 月 15 日	○○大会	体育館	20 人	ダブルス 5 チーム参加と応援
10 月 9～ 10 日	センター まつり	○○センター	21 人	模擬店（やきそば）・チケット売り場担当
				(以下省略)

※決められた書式はありません。前年の活動内容がわかる「活動報告書（事業報告書）」であればよいです。

Q 2. 届出に必要な「⑤. 収支報告書（会計報告書）」の作り方を教えてください。

A. 「収支報告書（会計報告書）」は、今回の申請のために作るものではありません。団体活動を行う上で、会場費、郵送料、事務用品代など、いろいろな経費が必要になります。

会計担当は、収入と支出の都度会計簿に記入し、内容を明らかにしておきます。会計年度終了後、収入と支出それぞれの総額と内訳を具体的にまとめて報告書をつくります。そして、正しく処理されたかどうか会計監査を受け、会員に報告します。申請の際は、前年度のものを提出してください。「その都度清算」している団体もあります。その場合は1年程度の期間の収支を提出してください。

こうすることで、必要経費が明確になり、会費を算出しやすくなります。計画的、継続的な活動をするためには予算を立てて活動することが大切です。

(例) 「〇〇会」収支報告書 〇〇年度分

収 入		
科 目	決算額	摘 要
前年度繰越	11,205 円	
会費収入	154,000 円	500 円×25 名×7 か月 (4~10 月) =87,500 円 500 円×26 名×2 か月 (11・12 月) =26,000 円 (11 月より 1 名入会) 500 円×27 名×3 か月 (1~3 月) =40,500 円 (1 月より 1 名入会)
合 計	165,205 円	
支 出		
科 目	決算額	摘 要
会場使用料	19,350 円	750 円×15 回=11,250 円 900 円×9 回=8,100 円
講師謝礼	100,000 円	10,000 円×10 回=100,000 円
郵送料 (切手)	8,200 円	82 円×100 枚=8,200 円
事務用品代	7,930 円	封筒 (100 枚) 1,280 円 印刷用紙 (2000 枚) 4,000 円 色上質紙 (500 枚) 2,650 円
次年度繰越	29,725 円	
合 計	165,205 円	

※決められた書式はありません。前年の収支内容がわかる「収支報告書（会計報告書）」であればよいです。